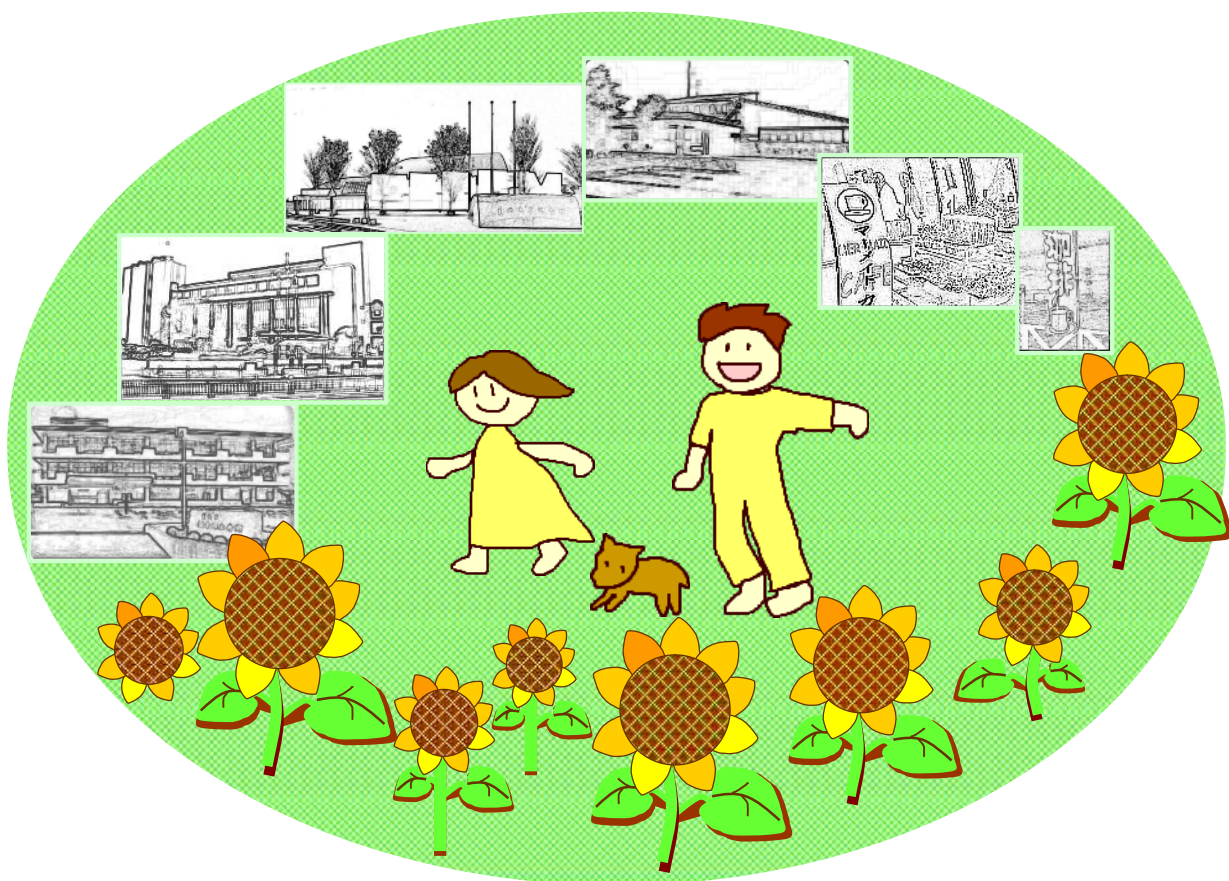


第2次 豊明市障害者福祉計画

2008-2017

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして

——中間見直し——



平成 26 年 3 月

豊明市

は じ め に

本市では、「誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして」を基本理念として、平成20年度から29年度までの第2次豊明市障害者福祉計画を策定し、障がい者福祉施策の充実に努めております。

また、国においては、障がいをお持ちの方々が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、さまざまな福祉サービスの提供を行ってきた障害者自立支援法に変わって、平成25年4月に障害者総合支援法を施行し、多種多様なニーズに対応したサービス提供を可能とし、支援は更に充実したものとなりました。

本市においても、障害者施策を取りまく急激な社会の情勢の変化や多様化するニーズへの対応を図り、法改正による制度に沿ったサービスを提供するために、10年間の長期にわたる障害者福祉計画の中間見直しを行いました。

すべての障がいをお持ちの方のみならず、誰もが生き生きと暮らせる福祉施策の充実したまちづくりを目指す基本理念を継承し、本計画に基づいて障がい者福祉施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の見直しにあたりまして貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

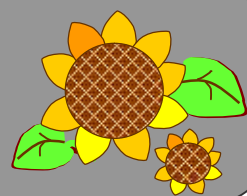
平成26年3月

豊明市長 石川 英明

目次

第1章	計画のあらまし	2
1	計画の見直しにあたって	2
2	基本理念	4
3	7つの基本目標	4
4	計画の対象	4
5	計画の期間	4
第2章	障がい者の現況と将来推計	6
1	障がい者数の現況	6
2	障がい者数の将来推計	7
3	障がい者へのアンケートからみる意見	8
4	団体・事業所へのアンケートからみる意見	12
第3章	計画内容	20
	施策の体系	20
1	福祉（共生）の心を育てます	22
2	地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます	25
3	安心して暮らせる保健・医療を充実します	28
4	保育・教育・児童育成を充実します	30
5	障がい者の雇用・就労・居場所づくりを促進します	32
6	情報提供やコミュニケーション支援を充実します	35
7	災害時などの安心・安全対策を進めます	38
資料編		39
1	要綱	39
2	豊明市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿	40

第1章 計画のあらまし



第1章 計画のあらまし

1 計画の見直しにあたって

* 第2次計画の策定と中間見直し

本市においては、障害者基本法に基づいて「豊明市障害者福祉計画」を定め障がい者福祉施策の基本方針として位置づけております。

平成 10 年度から平成 19 年度までの第1次豊明市障害者福祉計画の評価をふまえ、平成 19 年度に「誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして」を基本理念とする「第2次豊明市障害者福祉計画」（以下「第2次計画」とする）を策定しました。この計画は、平成 20 年度から平成 29 年度までの障がい者福祉施策の長期的なビジョンを示すものですが、計画策定から 5 年が経過し社会状況や法制度の変化に合わせ、平成 25 年度に中間見直しを実施しました。

今回の中間見直しでは、第2次計画の施策の大きな体系（方向性）は変えず、それを実現するための施策・事業について法制度等の変化に合わせた内容としました。

なお本計画とは別に、平成 18 年施行の障害者自立支援法（平成 25 年4月から障害者総合支援法に移行）に基づき「豊明市障害福祉計画」を策定し、平成 18 年度から平成 20 年度を第1期、平成 21 年度から平成 23 年度を第2期、平成 24 年度から平成 26 年度を第3期として各年度の同法に基づく事業の実施計画（数値目標を含む）を定めています。

図表 1 平成 10 年度以降の本市の障がい者福祉に関わる主なできごと

年度	西暦	主なできごと
平成 10 年度	1998	第 1 次豊明市障害者福祉計画初年度 障害者更生援護施設「ゆたか苑」開所 地域福祉サービスセンター設置（社会福祉協議会内）
平成 12 年度	2000	〔高齢者〕介護保険制度開始 （65 歳以上等の障がい者が原則介護保険制度の利用を優先）
平成 14 年度	2002	第 1 次豊明市障害者福祉計画の中間見直し 精神障がい者の福祉施策が県から市へ移譲される
平成 15 年度	2003	障害者支援費制度開始 小規模授産施設フレンズ開所 〔児童〕とよあけファミリーサポートセンター開所
平成 16 年度	2004	知的障害者地域生活支援センター「ファイン」開所 〔児童〕豊明市子育て支援センター開所
平成 17 年度	2005	手話通訳者派遣事業開始
平成 18 年度	2006	〔高齢者〕豊明市地域包括支援センター開所 障害者自立支援法施行、地域生活支援事業開始 第 1 期豊明市障害福祉計画策定
平成 19 年度	2007	第 2 次豊明市障害者福祉計画策定
平成 20 年度	2008	第 2 期豊明市障害福祉計画策定
平成 22 年度	2010	障害者自立支援法一部改正（利用者負担の見直し） 豊明市障がい者相談支援センター「フィット」開所
平成 23 年度	2011	第 3 期豊明市障害福祉計画策定
平成 24 年度	2012	〔児童〕児童福祉法改正（「児童デイサービス」の根拠法が児童福祉法に移行し「放課後等デイサービス」「児童発達支援」等となる） 計画相談支援の対象拡大（「ケアプラン」の導入） 障害者虐待防止法施行
平成 25 年度	2013	障害者総合支援法施行 障害者優先調達推進法施行 第 2 次障害者福祉計画の中間見直し

※〔 〕のあるものは障がい者に関わる高齢者・児童関連のできごと

2 基本理念

誰もがいきいきと暮らす
福祉のまちをめざして

3 7つの基本目標

本計画では、7つの分野ごとに計画の基本目標を定めています。

7つの基本目標

- 1 福祉（共生）の心を育てます
- 2 地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます
- 3 安心して暮らせる保健・医療を充実します
- 4 保育・教育・児童育成を充実します
- 5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりを促進します
- 6 情報提供やコミュニケーション支援を充実します
- 7 災害時などの安心・安全対策を進めます

4 計画の対象

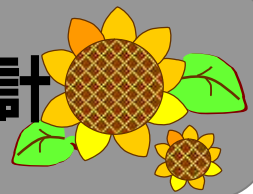
本計画の対象は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい※や難病などによって、日常生活に制限を受ける人や社会的不利がある人です。

※ 自閉症や学習障がいなどによって日常生活または社会生活に制限を受けること

5 計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年度から平成 29 年度の 10 年間とします。社会状況の変化や障がい者福祉制度の変更に対処するため、5 年経過後の平成 25 年度に中間見直しを行いました。

第2章 障がい者の現況と将来推計



第2章 障がい者の現況と将来推計

1 障がい者数の現況

平成21年度から平成24年度までの障がい者数をみると、身体障がいでは1年間に平均2.3%ずつ増加しています。知的障がいでは2.1%の増加です。

精神障がいでは精神保健福祉手帳所持者が7.1%増と他の手帳と比べ、増加数は多くなっています。手帳所持者を除く通院医療費公費負担制度利用者数は、手帳所持者が増えたため5.1%の減、難病者は8.4%と大幅に増加しています。

図表2 障がい者数の変化

(年度末現在)

種類			平成21年度 (人)	平成22年度 (人)	平成23年度 (人)	平成24年度 (人)	平均増加 率(年間)
身体 障がい	身体障害者 手帳所持者	18歳未満	43	43	46	43	1.0%
		18歳以上	1,783	1,827	1,874	1,914	2.6%
		合計	1,826	1,870	1,920	1,957	2.3%
知的 障がい	療育手帳 所持者	18歳未満	109	111	119	109	1.0%
		18歳以上	229	236	238	251	3.1%
		合計	338	347	357	360	2.1%
精神 障がい	精神保健福祉手帳所持者		465	496	561	569	7.1%
	通院医療費公費負担制度利用者 (手帳所持者を除く)		611	558	525	522	▲5.1%
難病者	特定疾患医療費公費負担 受給者数		293	319	329	372	8.4%
合計(障がい間の重複あり)			3,533	3,590	3,692	3,780	

2 障がい者数の将来推計

将来の障がい者数の推計について、平成 29 年度までは「豊明市障害福祉計画」での推計値をそのまま掲載しています。平成 29 年度以降は身体障がいでは 1 年間に 2.5% ずつ増加すると予測しています。知的障がいでは 1 年間に 1.6%、精神保健福祉手帳所持者では 4.0% の増加と予測しています。

平成 35 年度の障がい者の推計は、身体障がい 2,485 人、知的障がい 430 人、精神障がい 1,369 人、難病 612 人で合計で 4,896 人となります。

図表 3 障がい者数推計

(各年度 4 月)

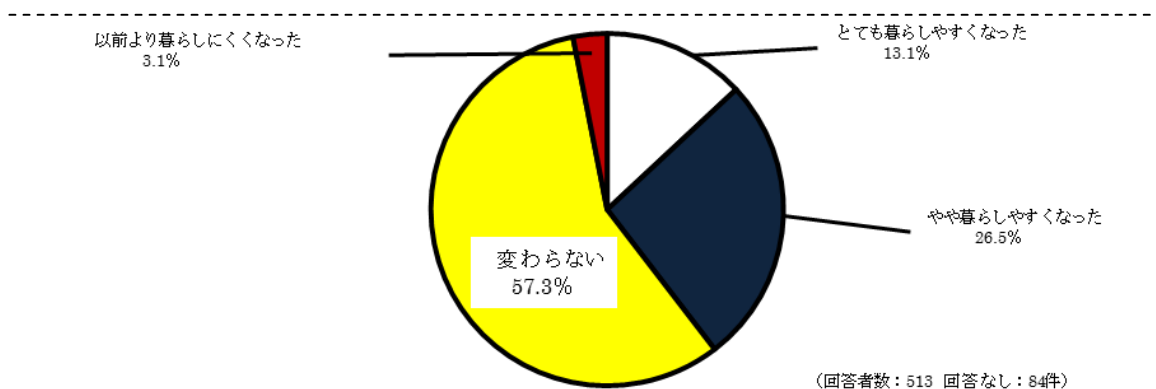
種類		平成 25 年度 実人数 (人)	平成 26 年度 推計 (人)	平成 29 年度 推計 (人)	平成 35 年度 推計 (人)	平成 30 年 度以降の 推計増加率 (年間)	備考
身体 障がい	身体障害者手帳 所持者	1,957	2,002	2,143	2,485	2.5%	人口高齢化のため平成 29 年度までの増加率がやや上昇すると見込む
知的 障がい	療育手帳所持者	360	367	391	430	1.6%	少子化の影響で、平成 29 年度までの増加率が下降すると見込む
精神 障がい	精神保健福祉 手帳所持者	569	609	748	946	4.0%	平成 29 年度までの増加率が落ち着くと見込む
	通院医療費公費 負担制度利用者 (手帳所持者を除く)	522	495	423	423	0.0%	平成 29 年度までは手帳取得が進み、毎年 5% 減少、平成 29 年度以降は横ばいと見込む
難病	特定疾患医療費 公費負担受給者	372	403	513	612	3.0%	平成 29 年度までの増加率が落ち着くと見込む。
合計 (障がい間の重複あり)		3,780	3,876	4,218	4,896	2.8%	

※平成 26 年度と平成 29 年度の推計は「障害福祉計画」時の推計

3 障がい者へのアンケートからみる意見

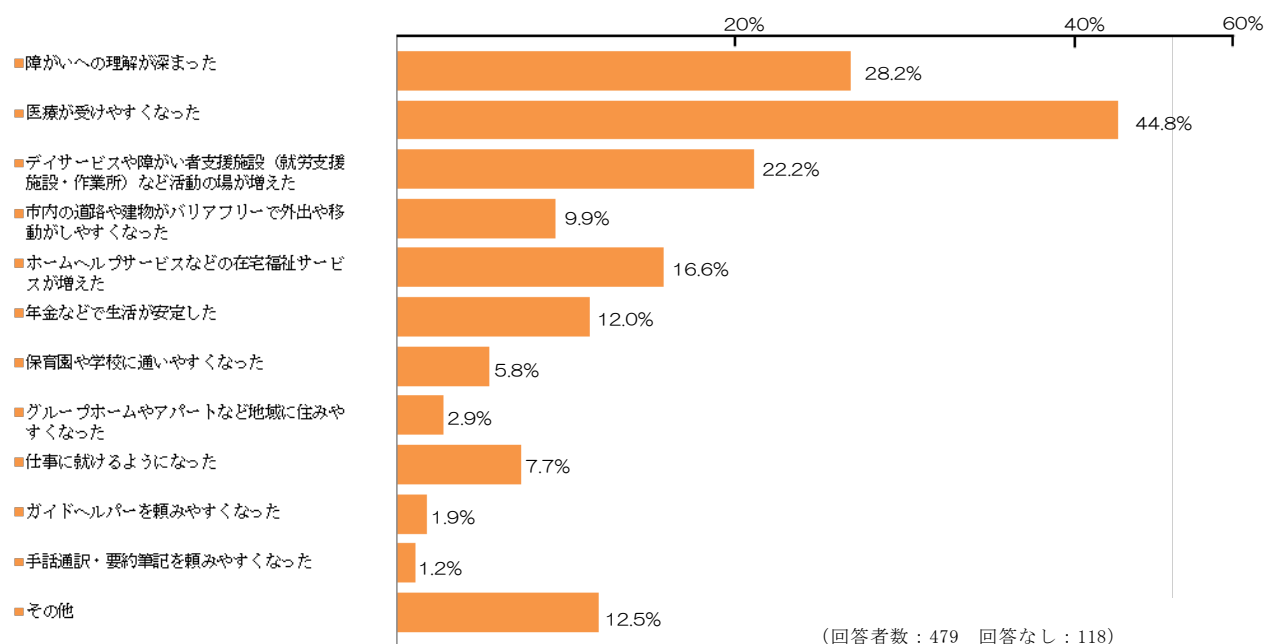
平成25年11月に本市の障がい者福祉制度やまちづくりについて評価や意見を聞く「障がい福祉アンケート」を実施しました。結果の中から主だった評価や意見を紹介します。

●障がい者の4割近くの方は豊明市が暮らしやすくなったと評価しています。
あなたは、近年の豊明市の障がい者福祉についてどのように感じますか？

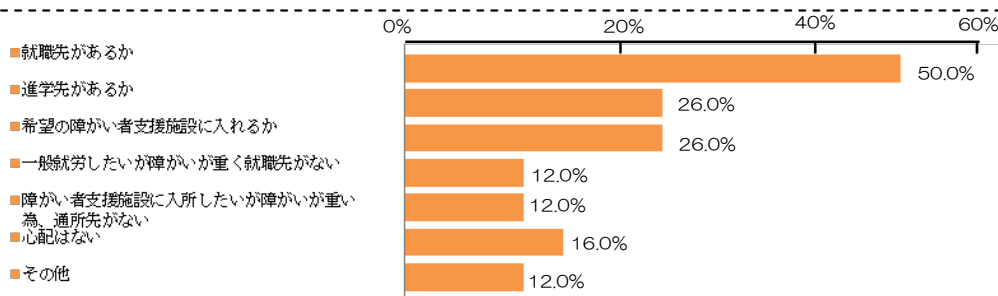


●近年、理解が深まった、医療が受けやすくなった、施設が増えたことが評価されています

豊明市で、近年よかった点は何ですか？(該当するものすべてに○)



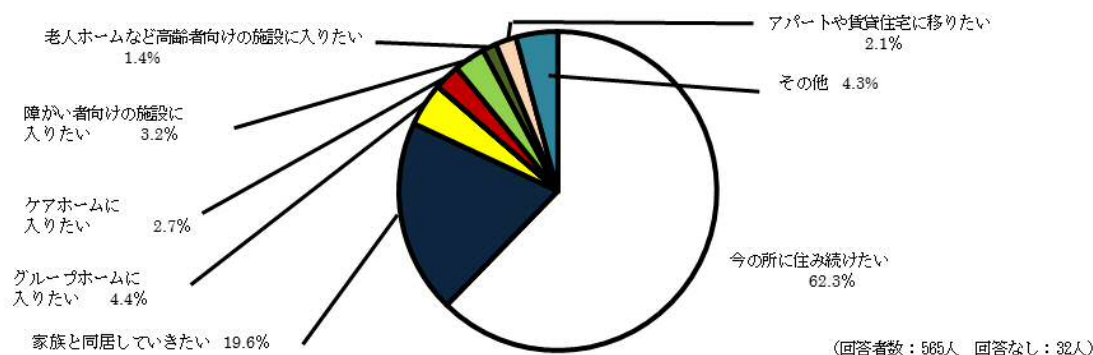
●障がいがある児童生徒の 5 割近くが就職先があるかを心配しています。
卒業後のことで、心配はありますか？（該当するものすべてに○）



（回答者数：50 回答なし：8）

●多くの人は今後も今のところに住み続けたい、または家族と同居していきたく希望しています。

今後、あなたご自身はどのように暮らしていきたいですか？（○は1つ）



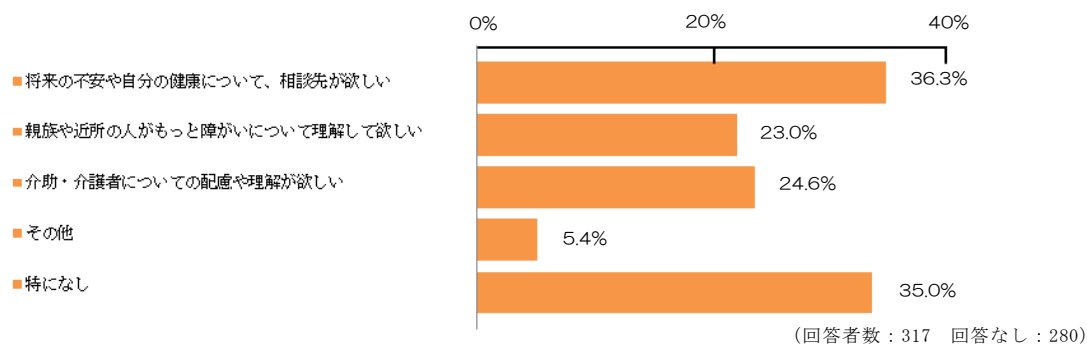
（回答者数：565人 回答なし：32人）

「グループホーム」障がいがある人が支援を受けながら数人で暮らす家

「ケアホーム」障がいがある人が職員の生活介助を受けながら数人～十数人で暮らす家

●障がい者の家族が介助・介護で感じるのは、将来のことや自分の健康について相談先が欲しいことなどです。

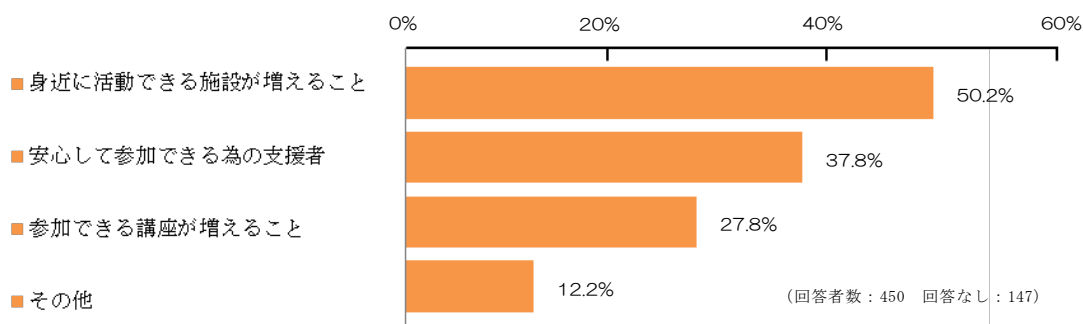
介助・介護で感じること（該当するものすべてに○）



（回答者数：317 回答なし：280）

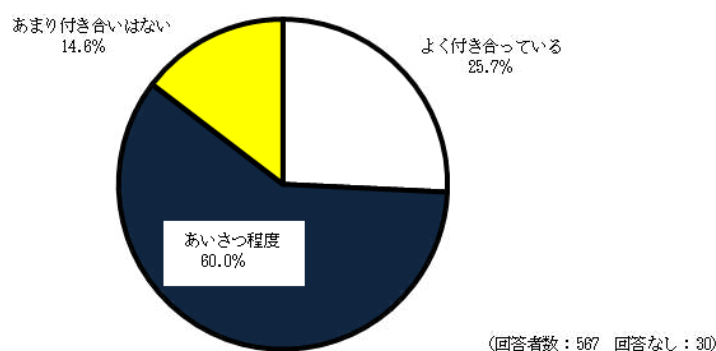
●余暇活動のためには身近な施設や支援者が望まれています。

余暇活動をするために、どんなことを望まれますか？（該当するものすべてに○）



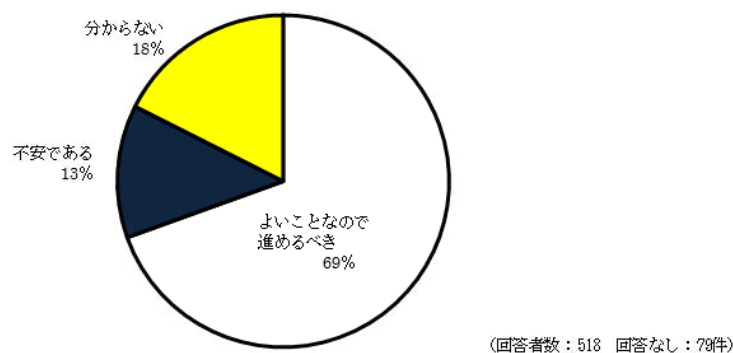
●障がい者の3割近くが近所付き合いをよくされています。

近所付き合いの程度



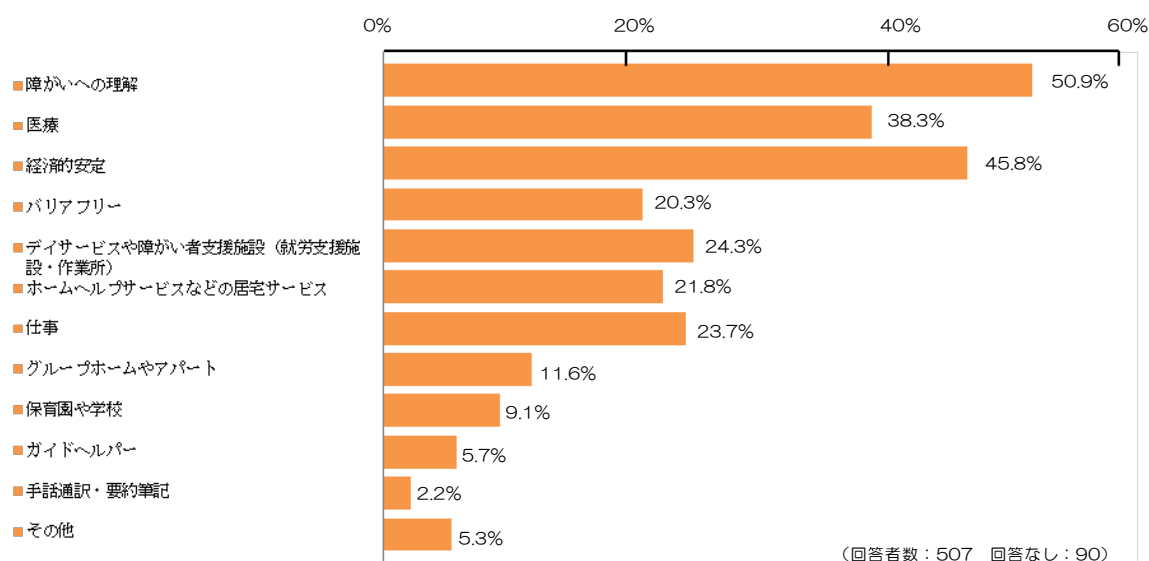
●障がい者の7割近くが企業での就労を、よいことなので進めるべきと考えています。

障がい者の企業での就労についての考え



●市が充実すべきことは、障がいへの理解、医療、経済的安定が上位にあげられています。

豊明市で充実すべきこと（複数回答）



豊明市の福祉に関することで、望むこと、感じていること（自由記述）

障がい者の、望むこと、感じていることとして「地域の人の障がいへの理解」、「ショートステイ・グループホーム・ケアホーム等施設の充実」、「ひまわりバス・公共交通機関の充実」、「高齢化にともない今後、生活が続けられるかどうか」、「福祉サービスの内容が分からない・分かりにくい」、「経済面について」、「窓口への申請が自分で出来るかどうか」といったことが挙げられています。

アンケートは、下記のように実施しました。

対象者	身体障がい 677 人 知的障がい 123 人 精神障がい 200 人 全体 1,000 人（障がい種類の重複は、障がいの重い方で計上）
調査期間	平成 25 年 11 月 22 日（金）～平成 25 年 12 月 20 日（金）
実施方法	郵送法（漢字にはルビ付、視覚障がい者には点字案内付）
回収率	59.7%

4 団体・事業所へのアンケートからみる意見

平成25年11月に市内の障がい児者団体やNPO、また障がい者福祉に関わる事業所にアンケートを実施しました。ここにその主な意見を紹介します。

図表4 障がい児者団体の主な意見

番号	団体名	意見
1	身体障害者福祉協会	- 若い人たちの入会が少ないので、意見がとりにくい。 - 先の生活の見通しが立てにくい。 - 大災害の時、ハンディを持つ人は隣人との関係が薄い人が多いため特に心配。
2	手をつなぐ育成会	- 障がいのある本人・親が望む教育が受けられるようにしてほしい。 - 地域の中に自主通学できる、空き教室を利用した養護学校が欲しい。 - 緊急時対応のショートステイは絶対に必要。 - 生活を豊かにする福祉サービスを充実して欲しい。 - 本人の高齢化、重度化、親亡き後を見据えて暮らしの場を確保して欲しい。 - 障がいがあっても能力に応じて働ける場の拡大を望む。 - 災害時においては各々の障がい特性を持つ障がい者への理解と対応を求めたい。
3	豊明家族会	- 会員の高齢化と新規会員の確保が課題。バックアップを望む。 - 障がい者が地域で生きていけるような施策・配慮を、行政や地域活動の場へ展開して欲しい。 - 精神障がいに対する知識および障がい者へのやさしい心遣いが芽生えるよう、義務教育世代から教育の中に織り込んで欲しい。 - 三障がいの中で、精神障がいは公的支援・社会認識いずれも遅れているのが現状。行政には更なる支援をお願いしたい。
4	スマイルクラブ (豊明肢体不自由児(者)父母きょうだいの会)	- 重度心身障がい児(者)の利用できる施設がとても少ない。施設の新設及び適正な整備をお願いしたい。また、医療的ケアに対応できる施設・事業の拡充・強化を図り、補助金等のサポートをお願いしたい。 - 市内小中学校や公共施設に障がい者トイレの設置や段差の排除、スロープの整備をお願いしたい。 - 障がい者トイレには、ベッドの設置を要望する。 - 福祉サービスの地域格差や障がい別不利益をなくして欲しい。重心の子でも利用できる移動支援やショートステイがない。



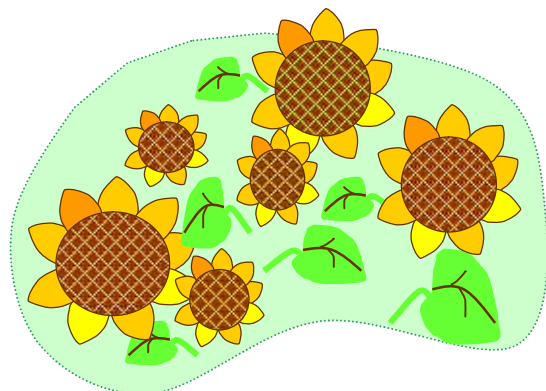
図表5 障がい児者関連事業所からの意見

番号	事業所	意見
1	知多地区聴覚障害者支援センター	・ 手話奉仕員および要約筆記者の養成事業について、地域生活支援事業の中で必須事業となったため、広域開催でも良いので養成をお願いしたい。 ・ 「福祉実践教室」の中で、科目として要約筆記も取り入れて欲しい。 ・ 市の主催する講演会・式典・行事に、手話通訳・要約筆記をつけて欲しい。 ・ 市役所に、手話や聴覚障がいと福祉の専門知識を持った通訳者を設置し、各種申請手続きができたり相談できるようにして欲しい。 ・ 聴覚障がいに特化した就労に対する不安や悩みを解決できる場を作って欲しい。
2	社会福祉協議会	●基幹障がい者相談支援センターフィット ・ 就業についての相談の増加。職場定着のためジョブコーチなどの就労支援の充実が必要。 ・ 平成26年度末までにすべての利用者へサービス等利用計画が導入されるが、市内事業所の体制整備が必要。 ・ 事業所利用だけでなく、気軽に立ち寄り過ごしたり、会話や当事者同士の交流ができる場所があると良い。
3	社会福祉法人福田会 障害者支援施設 ゆたか苑	●施設入所支援 ・ 入所者の地域移行推進のための相談、軽度者のケアホーム等への移行、高齢者の介護保険制度切り替え等に支援が欲しい。 ・ ボランティアや実地研修受け入れ先として施設を大いに活用して欲しい。施設としても雇用やマンパワー確保のメリットがある。 ●生活介護 ・ 新規利用相談は増えているが、定員を増やしてもさらに受け入れ切れていない。事業所ごとの専門性（特に当苑は入浴・身体介護）を有効利用し役割分担しあうような検討が必要かもしれない。 ●短期入所 ・ 短期入所の定員は非常に少ない。豊明市内の在宅者のご家族からは緊急時の利用希望が高いが、緊急時に備え計画相談導入時などの機会に、体験利用や事前契約を済ませておいて欲しい。 ・ 医療を必要とする方の短期入所受け入れについて、看護職員の24時間配置が困難なためお断りするケースが少なくない。医療が必要な在宅利用者の受け入れ先の確保は課題である。
4	医療法人 静心会	●藤田メンタル相談所（指定特定相談支援事業所） ・ 指定特定相談支援事業所への補助金の予算化。民間の自助努力では追いつかない。 ・ 精神障がい者の日中・土日の居場所（地域活動支援センター）の設置。 ・ 災害時の支援として、精神障がいの在宅者が日頃から町内会・民生委員など地域とのつながりを持てる体制に。

		・障がい者就労への街ぐるみでの協力体制。商工会議所などの協力を得て短期間の職業体験を行うなど。 ・交通（ひまわりバス）の充実。障がい者のみならず高齢者の閉じこもり防止にもつながる。 ・バス停への椅子の設置。休憩しながら散歩できるよう、200メートルごとに椅子を配置するなど。運動機能の維持向上に。 ・障がい児・障がい者・高齢者福祉の連携が必要。 ・障がいをもった方を制度に当てはめるのではなく、個々にあわせたサービスを提供できる市になってほしい。 ●ハーミット（就労継続支援 B 型事業所） ・短時間勤務や日数の少ない就労が決まった人に引き続き B 型事業所を利用できるようにしてもらいたい。（就労との併用により定着支援が可能。） ●グループホームらくらく（共同生活援助・介護） ・災害時における市との連絡・協力体制の明確化。事業所間の連携。 ●グループホームなごむつどう（共同生活援助・介護） ・両親の高齢化、障がい者同士での結婚、親と子が障がい者など、世帯で障がいや問題を抱えるケースに対する支援体制の強化。 ・相談支援事業者を中心とする関係機関とのネットワーク作り。
5	社会福祉法人 豊明福祉会	●メイツ（生活介護・就労継続支援 B 型） 【日中活動のサービスについて】 ・障がいのある方の日中活動の場、就労の場の計画的な整備が必要。 ・重度の障がいのある方の生活介護の施設と働く施設の間隔的な施設が増えると良い。 ・機能訓練、日常生活訓練の機能のできる施設が必要。 ・市内全域にムラなくサービス事業所があると良い。 ・地域の空き店舗などを利用して小規模の働く場が地域に広がると良い。 ・利用者の高齢化が進んでいるため、高齢障がい者も通える施設があると良い。 ・事業所や地域の企業、行政などが協力して工賃アップに取り組めると良い。 【生活支援のサービスについて】 ・サービスを利用する人みんなにサービス利用計画が必要になるため、身近に相談支援事業所が必要。 ・生活の質を向上するために、障がいがあっても夕方や休日に習い事や余暇活動を実施するような場所があると良い。 ・ホームでの生活を見据え、宿泊体験や生活訓練など実施できる施設があると良い。 ・近年保護者が高齢化しご家庭での生活が難しくなる方が多くなるため、今後グループホームなどが地域に広がると良い。 【その他】 ・障がいのある方や、福祉サービスについて地域の方々にもっと知っていただき、協力して啓発していく必要がある。 ●フレンズ（生活介護） ・重度者に対応した生活介護事業所が不足。

		・ご利用者の高齢化が進んでいる。高齢化に則したプログラムを検討しているが、設備等整っておらず対応に限界がある。 ・専門機関との連携の必要性を強く感じる。地域医療と提携した支援が必要。 ・重度者が多い日中支援の為、身体的な障がい重複している方も多く理学療法など専門的な支援の充実が必要。 ・障がい特性により個別支援が必要な利用者が増加しており、設備面での不足を感じている。 ・現在は利用定員に満たないが、今後の利用者増加に伴い受入施設が必要になると思われる。 ・事業所は全般的に受け入れをしたくてもスペースが無かったり定員オーバーしている。施設建設には多大な費用が掛かるので、家賃補助などあれば空き店舗の利用ができ、地域の活性化にも繋がり少ない経費で受け入れる事ができる。 ・保護者の高齢化に伴いケアホーム、グループホームの利用希望が見込まれるが、市内には不足している。 ●くらしさぼーとファイン（ホームヘルプ・相談支援・共同生活介護・日中一時支援） 【ヘルパー等個別の支援より】 ・保護者と生活されている重度の障がいのある方にとって、保護者の高齢化などでご家族と一緒に暮らせない方が増えており、ご家庭で支援できるサービスがますます必要となる。 ・学校や職場等、日中活動されている方を支援するヘルパー事業所では、朝夕にサービス利用が集中し、人員確保に課題を抱えているところが多い。 ・市内で移動支援をする中で歩道が確保されていない道路がまだまだあると感じる。 ・市の中心から外れた地域では、公共交通機関の利用が難しい。 【相談支援体制について】 ・相談支援体制は以前に比べ充実してきているが、今後福祉サービスを利用する際、相談員の作成するサービスの利用計画が必須となるため、相談支援事業所・相談員の確保は必須である。 ・障がい児から障がい者までライフステージをつなぐ体制が必要。 ・障がい児の相談支援体制は、今後充実強化が必要。相談場所が複数あると利用者は選択できる。地域の課題や体制等を話し合える場があると良い。（相談支援部会、療育支援部会など） ・計画相談の質の確保は必要。（地域での研修開催等） 【ケアホーム等居住の場について】 ・市内のケアホームは不足しているが、地域の理解や制度上住宅の確保が難しい。公共施設や団地などが活用できると良い。 ・ご利用者人数の少ないケアホームでは、人材の確保などが難しいと感じており、雇用の施策等と連携できると良い。（人件費等の補助等の活用により待遇改善を計れると良い。 【その他】 ・市内に精神障がいの方の集いの場があると良い。 ・発達障がい児の学習できる塾のようなものがあると良い。 ●児童デイサービス ふぁーもにー（放課後等デイサービス） ・学校の長期休み中、一日を通しての利用希望は増加傾向。利用を断らざるを得ない状況。
--	--	---

		• 他の日中一時支援事業所が増えて長期休み中のサービス利用が充実してきているが、保護者は「安心して預けることができる事業所」を望まれているため、他の事業所の利用に二の足を踏んでいる様子。 • 学校との情報交換が難しいため、情報交換の場やシステムがあると良い。（例、サービス等利用計画のセルフプランは学校の教育支援計画書添付を必須とするなど。） • 小学校入学前の保育や支援経過、発達の状況等の情報が伝わって来ない。市のシステムとして情報伝達の仕組みができれば、ライフステージで途切れることなく、児童の情報を引き継いでいくことができる。 • 自立支援協議会の子ども部会で、活発な情報交換や市としての取り組みの方向性などの話し合いがなされると良い。 ●あびっと（就労移行支援） • 障がい状況やその種別ごとによる就労・就業ニーズに対応できるよう、「働く」とことと「就職する」ことに丁寧かつ専門的な就労相談を行うことが必要。 • 当事者の働くニーズを「丁寧につなぐ」ため、地域の就労専門機関の実施する適性評価機能の明確な位置付けが必要。 • 職業に就いて働き暮らすために必要な生活援助の体制が不足していると感じる。 • 精神障がい者の増加により、その就労支援のニーズは高まる一方である。精神障がいの人口増の背景には自閉症を含めた発達障がいの増加があると考えられ、ていねいに支援をつないでいく必要がある。協議会や専門部会において、具体的な関係機関の連携と情報共有の仕組みを検討し機能させていく必要がある。
--	--	---



6	NPO 法人 地域とともに 生きるめだか の会	●むぎの花（就労継続支援 A・B 型） ・障がい福祉サービス事業への参入事業者の自由化に伴い、（社福）（株）（特非）等々多岐にわたっています。最新情報がわかりにくい。各事業所同志の連携をタイムリー且つ密接にしてサービスの質の向上を図りたい。 ・サービスの需要（どのサービスがどれくらいの量必要か）をほりおこす事業をいれてほしい。そのデータを計画の土台にして進めてほしい。当事業所としてもそのデータのもとで実質的な事業計画をたてていきたい。 ・A型事業において、精神障がい者のご利用が多い。精神障がい者へのサービスを具体化し、さらに就労へつなげていく施策をくみいれてほしい。 ・授産品販路拡大や作業受注、市役所での実習受け入れが計画されています。現、優先法の下しっかり進めて、特にB型事業ご利用者の工賃アップをはかりたい。 ・計画当初のアンケートからも今のところに住み続けたい人が7割、しかし今のところで働くことへの不安が大きい様子。地元でのサービスの充実という施策方針をしっかりたててほしい。 ・計画の具体化とスケジュールを書き込んでいけたら事業者としても実情にあった事業計画をたてやすい。 ・市民に密着した多様なサービスを充実させるためには、NPO 法人の力は大きい。しかし、活動場所さがしや設備などに弱い。多様なサービス充実のためにもNPO 育成施策を願う。
7	NPO 法人 くるみの会	●くるみ（日中一時支援・児童対象） ・NPO 法人での運営に補助金による運営の支援等を計画に盛り込んで頂きたい。 ・職員の確保が非常に困難であり、職員確保についての支援を頂きたい。 ・新規事業の開設時、準備金等による必要資金の支援をして頂きたい。
8	有限会社サン 訪問介護ステーション幸せ	●居宅介護（ホームヘルプ） ・介護保険におけるところの「居宅介護支援事業所」に該当するような役割（あるいは相談できる部署）があると良い。
9	ニチイケアセ ンター豊明	●居宅介護（ホームヘルプ） ・訪問介護事業では個々のケースに合わせたケアが重要になり、ヘルパーの育成と雇用が大きな課題である。臨機応変の対応と、根気が必要。 ・自宅で人との関わりに慣れてから、他事業所との連携、受け入れ場所があると良い。 ・視覚障がい者支援の研修を早めに自治体で行ってほしい。
10	株式会社 ALEILE	●ALEILE（就労継続支援 A 型） ・発注企業の開拓および独自の事業を起こす検討を行っている。 ・地元企業との交流の機会を増やしたい。 ・地域でいろいろな事に参加できる機会を増やして頂き、利用者が休日の過ごし方に困らないようになると良い。

団体・事業所アンケートからの意見（まとめ）

●普及・啓発・育成等

- ・災害時に備えての体制整備と対応について。
- ・障がいに対する市民や地域の理解の促進。
- ・福祉の担い手の確保と人材育成。

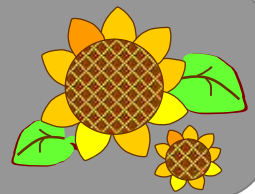
●施設・支援体制の整備

- ・福祉サービスの計画的な整備と補助金等の支援。
- ・NPO への支援。（資金面・情報提供・運営支援など）
- ・ショートステイ、グループホーム、ケアホームなどの生活の場の不足と確保。
- ・公団や空き店舗等を活用し、小規模事業所やケアホームに。
- ・日中の居場所の確保。（特に精神障がい者）
- ・授産製品の販路拡大、工賃向上。
- ・重度障がい者に対する教育や支援の充実。
- ・公共交通機関、ひまわりバスの充実。段差の解消。
- ・高齢化にともなう介護度増に対する対応。（機能訓練等も含めて）

●相談・連携の強化

- ・相談支援事業の充実・連携強化。補助金等の支援。
- ・就労支援の多様化とそれに対応するための体制や連携の充実。
- ・事業所の強みを生かした連携と役割分担。
（事業所までの送迎等のアクセス確保も必要。）

第3章 計画内容



第3章 計画内容

◆施策の体系◆

1 福祉（共生）の心を育てます

- (1) 子どもの育成・理解の促進
- (2) 地域支援者の育成・理解の促進
- (3) 職場での支援者の育成・理解の促進
- (4) 市民や当事者団体による啓発活動の支援

2 地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます

- (1) 居住
- (2) 生活支援
- (3) 家族のサポート
- (4) 福祉の人材の確保

3 安心して暮らせる保健・医療を充実します

- (1) 保健
- (2) 医療

4 保育・教育・児童育成を充実します

- (1) 早期発見・早期療育の支援
- (2) 障がい児保育
- (3) 教育
- (4) 放課後および休日の児童の生活の充実

5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりを促進します

(1) 雇用

(2) 就労

(3) 居場所づくり（余暇活動）

(4) まちづくり（移動）

6 情報提供やコミュニケーション支援を充実します

(1) 相談支援体制の充実

(2) 情報提供

(3) 夜間や休日など緊急時対策等

(4) コミュニケーション支援

7 災害時などの安心・安全対策を進めます

(1) 夜間や休日など緊急時対策等

(2) 災害時要援護者対策

1 福祉（共生）の心を育てます

- ◆ 2017 年をめざして

＊市民や当事者団体と協力して、理解し合えるまちをつくること

（１）子どもの育成・理解の促進

① 福祉教育や福祉実践教室などの充実

現在実施している福祉実践教室などを継続、充実させます。

② 児童・青少年のボランティア体験

現在実施しているボランティア体験などを継続、充実させます。

③ 心の健康や発達障がいへの理解の促進

福祉実践教室やボランティア体験において、精神障がいや発達障がいに関わる内容を充実させます。

（２）地域支援者の育成・理解の促進

① 障がいを理解する地域のボランティアの育成

現在実施しているボランティア教室などを継続、充実させます。

② 心の健康や発達障がいへの理解の促進

ボランティア教室などにおいて、精神障がいや発達障がいに関わる内容を増やします。

③ 交流機会

町内会のイベントや避難訓練など、様々な機会をとらえて、地域に住む障がい者との交流の機会を作ります。

(3) 職場での支援者の育成・理解の促進

① 教員や保育士が研修に参加しやすい体制づくり

公的機関の職員や関係者が障がいを理解する講座などに参加しやすいように、案内を行ったり、参加のための配慮をします。

② 研修や講演会などの実施、情報紹介

障がいの理解についての研修や講演会を市内で実施するとともに、市外で開催される研修、講演会などの情報を紹介します。

(4) 市民や当事者団体による啓発活動の支援

① 当事者団体による啓発活動の支援

当事者団体の勉強会や講演会などの案内を配布し、自主的に理解を促進する活動ができるように、公的施設の掲示の許可やちらしスタンドの設置などを実施します。

主な施策・事業

施策・事業名	平成24年度までの実績・現状	今後の方向	担当部署
親子福祉入門教室	9小学校、3中学校にて開催。体験の内容を教諭と講師、ボランティアが事前に十分に打ち合わせをし取り組むことができた。 市内12施設のボランティア担当者と調整の上、施設側に受入れをスムーズにしてもらい、体験学習ができた。 地域の区長、町内会長、自主防災組織関係の方など多くの方に受講をしていただいた。	児童・生徒の福祉実践教室について、体験だけで終わることのない内容の検討。また、一過性のものではなく、通年で実施できるようなプラン作り。高等学校でも取り入れていただけるよう依頼。 児童・青少年のボランティア体験について、市内12施設ボランティア担当との連携強化。災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催継続。	社会福祉協議会
地域支援者の育成・理解の促進	個別に地域からボランティア要請があり、地域の方に「地域福祉実践教室」を行っている。	地域の方の、地域に目を向けた活動支援の充実。視覚障がい者ガイドなどを含め、地域の方に広く社会福祉協議会を利用してもらいたい。地域のことは地域	社会福祉協議会

		で解決できるような、地域のつながりネットワークの構築をしていきたい。	
精神保健についての啓発活動	平成22年度にこころの健康フェスティバル県大会開催後、当事者と関係機関の代表者で構成された当事者交流会実行委員会による当事者交流会を毎年開催している。企画から参加し、当事者の意見や想いを映した内容となり、回を追う毎に参加者も増えている。 精神保健福祉関係職員を対象に、研修会を開催。 家族会への参加、地域のイベントの周知・運営協力等を主に実施。普及・啓発イベントについては、市役所窓口にパンフレットやポスターを掲示し案内している。また、自殺予防週間・月間に合わせ予防キャンペーンや啓発グッズの配布を行った。	当事者交流会については実行委員会が中心となり、今後も開催予定。開催方法や内容については年度毎の実行委員会にて検討する。 精神保健福祉関係職員を対象に研修会を開催し、知識の普及を図る。 家族や職場など周囲の理解が不可欠になるため、今後も講演会等を実施していくとともに、家族会支援や相談支援事業などを通し障がいの受容や理解を図っていく。また、今後も自殺予防について重点的に普及啓発を実施する。	瀬戸保健所 社会福祉課
市民・当事者参加の計画の推進	平成22年度に障がい者相談支援センター「フィット」開設講演会を実施。また平成23年度に障害福祉計画を策定する中で事業所・団体ヒアリングを実施し、支援の現状および意見を聴取した。また各年1回、障害者福祉計画等策定委員会を開催し計画の進捗状況報告などを実施している。（委員には市民代表2名を含む。）	今回計画の中間見直しにて各団体等にアンケートを実施し意見をいただいた。また、計画推進については引き続き年に1～2回開催する障害者福祉計画等策定委員会にて審議する形で継続。	社会福祉課

2 地域で暮らせる生活支援・生活環境づくりを進めます

◎重点推進項目

2017 年をめざして

- * 親亡き後も、地域で生活し続けることができること
- * 福祉に関わる地域の人材を育てること

(1) 居住

① 家を借りる際の保証人や貸してくれる人・場所の情報提供

保証制度の紹介や借家の情報提供が円滑に行えるよう、関係機関とのネットワークを作る等の取組みを行います。

② 保証人を含めた成年後見人制度等の利用支援やその情報提供

尾張東部成年後見センターと連携し、障がい者相談支援事業において成年後見人制度や日常生活自立支援事業の利用支援や情報提供を行います。後見人制度利用の際の費用補助を実施します。

③ グループホーム・ケアホームの設立支援

グループホーム・ケアホームの必要数を確保するため、物件の提供を促し地域の理解をすすめるための取組として住民説明会等を行っていきます。

④ 多機能な生活支援拠点の整備

多機能な生活支援（グループホームを含む）の拠点の整備を検討していきます。

(2) 生活支援

① 障害福祉計画による介護給付の実施

障害福祉計画によって、居宅介護、行動援護、生活介護などの介護給付を計画的に実施していきます。

② 介護給付の提供体制の整備

市内で不足している、また将来不足すると予想される行動援護や地域生活

支援などの提供体制を検討します。

(3) 家族のサポート

① 障害者総合支援制度・福祉制度利用の自己負担の軽減

障害者総合支援制度や福祉制度利用の際の負担について、実態を把握し、必要な支援を検討します。

② 障がいに対応した事業所の充実

現在、市内で不足している介護給付（肢体不自由児に対応できる事業所など）を充実します。

③ 家族の心のケア

障がい児者の家族からの相談に基幹相談支援センター等が応じ、介護負担の軽減を図っていきます。

(4) 福祉の人材の確保

① ホームヘルパーや施設職員などの人材確保

ホームヘルパーや施設職員など福祉サービスに関わるスタッフの募集と定着を支援するため、募集状況の情報提供や、研修の機会を設けるなどの、人材確保策を実施します。

主な施策・事業

施策・事業名	平成24年度までの評価	今後の方向	担当部署
成年後見制度等 利用支援	平成23年に尾張東部5市1町で尾張東部成年後見センターを設立。成年後見制度の普及啓発および申請支援、相談等を実施。また平成23年度から成年後見制度利用支援事業を開始。後見申立費用助成および後見報酬の助成を実施している。	相談支援事業および尾張東部成年後見センターと連携しながら制度利用を推進していく。	社会福祉課
夜間の生活支援 (グループホーム・ケアホーム)	平成21年度に「井ノ花ホーム」が新規開設された以降は、福祉ホームが新体系移行したのみで実質増加なし。市内ホームは随時満床状態が続いている。 関係機関連絡会議において地域移行・地域定着の推進に向け検討しながら進めている。	障害者総合支援法の実施計画にあたる「第3期・第4期障害福祉計画」にて、具体的な数値目標を掲げ充足を図っていく。またグループホーム・ケアホーム以外の住まいの確保として、地域の借家を紹介する等の居住サポート事業の実施を検討していく。 関係機関連絡会議等で地域移行・地域定着の推進を図る。	社会福祉課 瀬戸保健所

障がい者自立生活体験プログラム	平成21年度に豊明福祉会にて宿泊体験事業を実施したが、その後は中止。相談支援事業を通じ、短期入所事業の利用や、ケアホームの体験利用などを自立支援サービス給付の中で実施した。	グループホーム・ケアホームの拡充を図り受入体制を整えていくとともに、基幹相談支援センターが中心となり精神科長期入院者の地域移行および自立生活推進に向けての体制作りを図っていく。	社会福祉課
ホームヘルプ事業	当初計画策定後、利用できる市内事業所数は1事業所から4事業所に増え、また市外についても著しく増加。また利用者数についても年々増加を続けている。	精神障がい、知的障がい、発達障がいなど、個々の障がい特性に応じた多様な支援が求められるケースが増えており、ホームヘルパーの人材確保と人材育成が課題。	社会福祉課

3 安心して暮らせる保健・医療を充実します

- ◆ 2017 年をめざして
 - ＊誰でも安心して医療にかかれる体制を継続すること
 - ＊対象者に対する健康指導などの支援を行うこと

(1) 保健

① 口腔健康管理の指導の充実

口腔健康管理指導を充実し、豊明市心身障害者（児）福祉団体連合会未加入の対象者や精神障がい・発達障がい者への対応を検討します。

② 難病相談など保健所事業への協力

保健所の難病相談・医療相談、難病患者と家族のつどい、難病についての啓発事業への協力や、患者への情報提供を行います。

③ 精神保健についての啓発活動

心の健康について正しい知識を普及し、問題の早期発見に努めます。

(2) 医療

① 障害者自立支援医療制度による医療給付の継続

障害者自立支援医療制度による、自立支援医療給付を継続します。

② 障がい者医療費の助成と指導

医療費の助成（自己負担分）を実施しながら、対象者に対する健康増進事業（相談、健康診査、訪問指導等）を行うことを検討します。

③ 特定疾患（難病）医療給付

申請手続等、対象者に理解しやすいよう周知に努めていきます。

主な施策・事業

施策・事業名	平成24年度までの評価	今後の方向	担当部署
自立支援医療	自立支援医療（更生医療）は微増だが、精神通院医療については年々増加。	自立支援医療給付を継続していく。	社会福祉課
精神保健福祉相談	年4回精神科医による無料相談を実施。また相談支援センター「フィット」や社会福祉課窓口でも相談を受けており、精神障がい者の生活・就労支援や精神疾患に係る相談は増加している。	精神障がいや発達障がいを持つ人から就労や生活についての相談は増加しており、必要なサービスにつなぐ相談支援専門員の確保と相談支援の体制整備を計画的に行っていく。	社会福祉課
心身障がい者(児) 歯科保健指導	毎年70名以上の障がい者が市内の歯科医の健診事業を受け、通常の治療は市内の歯科医師で行う機会が拡大したことは、本事業の功績が大きいと思われる。参加者の多くは豊明福祉会通所者で一般の方の参加率は低い。	現在の本事業参加者は40歳代から50歳代が主体になっており、今後はどうぐり学園通所者にも案内していきたい。そのために現在の事業内容の対象者を「障がい者」としているが、これを「障がい者等」として対象者の拡大を図っていきたい。	社会福祉協議会

4 保育・教育・児童育成を充実します

- ◆ 2017年をめざして

- ＊子どもが小さな時から、親が安心して子どもを育てられること

- ＊療育から保育、教育へ児童の育成を、スムーズな連携で支えること

(1) 早期発見・早期療育の支援

① 機会をとらえた障がいの早期発見・診断の支援

訪問指導、乳幼児健康診査など様々な機会をとらえて、障がいの早期発見・診断の支援を行います。

② 市内での療育の充実

「なかよし教室」、「どんぐり学園」のプログラムを充実して、市内での療育の機会を充実します。

(2) 障がい児保育

① 障がい児保育の充実

保育士の障がい児対応の研修などを充実します。

(3) 教育

① スクールカウンセラーの配置

スクールカウンセラーの配置を継続します。

② 特別支援教育の支援

学級運営の補助を行う特別支援教育支援員配置を充実します。

(4) 放課後及び休日の児童の生活の充実

① 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）での障がい児受け入れの支援

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）での障がい児受け入れに際して支援を行います。

② 日中一時支援事業

障害者総合支援法（地域生活支援事業）による、日中一時支援事業を充実し、障がい児の放課後や休日の生活を充実します。

③ 放課後等児童デイサービス事業

障がい児に関する相談体制を整え、強化します。児童福祉法による放課後等児童デイサービス事業を実施し、学齢児の放課後の生活を充実させます。

主な施策・事業

施策・事業名	平成24年度までの評価	今後の方向	担当部署
なかよし教室	1クール6回コースとし、すべての回に臨床心理士が参加。各スタッフとのカンファレンスを充実させ、母子に寄り添う支援を心がけている。	対象となる母子のニーズの変化に伴い、関わるスタッフ間で、教室の目的を共有しながらなかよし教室のあり方を検討し実施していきたい。	健康推進課
心身障がい児小規模通園施設「どんぐり学園」の充実	早期療育を必要とする子どもの増加にともない、母子通園施設の果たす役割は大きい。集団生活の第一歩として少人数での取り組みの意義は高く、保護者間の情報、教育の場にもなっている。	どんぐり学園は、過去の実績からも、今後も継続的に良質な療育を提供していく。平成25年度には新規の取り組みとして、子どものみの療育の時間を設定し通常保育園への足がかりとしている。	児童福祉課
障がい児保育	通常保育の時間内での研修のため参加できる職員が限られている。とりわけ保育士においては、別の機会を捉えての研修の機会もあり今後については検討していく。	外部講師からの最新情報の提供やアドバイスにより関係者のスキルアップが期待できる。今後も参加しやすい環境を整え、障がい児保育に係る関係者のレベルアップを図っていく。	児童福祉課
就学指導	就学前の教育相談の充実と、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒への個別対応の充実が課題。	県職の派遣指導主事の増員が困難であるため、市事業として教育相談員を配置したい。	学校教育課（指導室）
特別支援学級の設置	物的な教室環境を整えたが、専門的な指導のできる教員配置ができなかった。	重度障がい児で特別支援学校就学希望者に対する通学の便を一層図りたい。	学校教育課（指導室）
スクールカウンセラー	スクールカウンセラーの稼働率は高まってきたが、保護者に対する周知をさらに進める必要がある。	週1日の派遣日数では継続的な支援が難しい。県教育委員会に対して派遣時間数の増加を求めるとともに小学校への全校配置を要望する。	学校教育課（指導室）

5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりを促進 します

◆ 2017 年をめざして

- ＊障がいがある人が、一般の企業などで働き続ける機会が広がること
- ＊障がい者支援施設（就労継続）で仕事をする機会（作業受託など）を広げること
- ＊NPOでの事業所や在宅就労など様々な働き方ができること
- ＊障がいがある人が、地域でいきいき活動できること
（就労以外の活動や余暇活動などの機会がもてること）
- ＊障がいがある人や家族が、気軽に相談したり情報交換できること
- ＊障がいがある人が、市内の施設に自分で通うことができること

（１）雇用

① 企業への情報提供とマッチング

ハローワークや関係機関と連携を深めることで、企業への情報提供ができる体制を検討します。

② 就労や社会生活を支援する窓口の設置

就労や社会生活を支援する相談窓口（尾張東部就業・生活支援センターアクト）と連携し、就労と社会生活の両面での支援を行っていきます。また、就労を含めた社会生活を支援する身近な相談窓口として、豊明市障がい者基幹相談支援センター「フィット」の機能拡充を図っていきます。

③ 市役所などでの障がい者の雇用

市役所や公的機関などでの障がい者の雇用を進めます。

（２）就労

① 福祉製品の販路拡大や福祉施設の作業受注量の確保

障がいの重い人も就労継続できるために、福祉製品の販路拡大や福祉施設の作業受注量の確保を実施します。また障害者優先調達推進法が 25 年 4 月に施行されたことから、市の調達方針および計画を作成し推進していきます。

② 市役所などでの障がい者の実習受け入れ

市役所や公的機関などでの障がい者の実習受け入れを行います。

(3) 居場所づくり（余暇活動）

① 地域活動支援センターの設置の検討

サロンのように気軽に訪ねることができ、（仮称）生活支援サポーターがいて相談ができる地域活動支援センターの設置を検討します。

② 障がい児者が参加できる趣味やスポーツのクラブや講座の充実

障がい児者が参加できる趣味やスポーツのクラブや講座の情報を提供していくとともに、日中一時支援事業等を活用し余暇の充実を支援していきます。

(4) まちづくり（移動）

① ひまわりバス

ひまわりバスの時間の見直し、ルートの見直しをして、よりよいルートを検討します。また乗降介助ボランティア配置について検討します。

② 福祉移送サービスの検討や介護付きのタクシー情報の提供

福祉移送サービスの市内での実施や、介護付きタクシーなど他の代替手段の情報提供などについて検討します。

主な施策・事業

施策・事業名	平成24年度までの評価	今後の方向	担当部署
障がい者の働く場の拡大	障害者自立支援法の施行により、障がい者就労の支援体制が整理され、働く場の拡充が進んだ。事業所数についても市内・市外共に増えており、特に障がい特性にあわせ必要な支援を行う就労継続支援A型（雇用型）、障がい者就労を目標に2年を限度に訓練を行う就労移行支援事業所の利用がここ2年程で特に増えている。	障害者優先調達推進法が平成25年4月1日に施行され、優先的に障がい者就労事業所からの物品等の調達を行っていくための計画を作成し進捗を管理していく。 障がい枠での一般就労へ、どのように支援をつないでいくのかのルート作りは課題。基幹相談支援センターに総合支援コーディネイター等を配置し相談支援事業を強化するとともに、自立支援協議会の専門部会等で協議していく。	社会福祉課

障がい者の働く場の拡大	平成21年度より社会福祉法人豊明福祉会へ生ごみの収集運搬業務と堆肥化業務の委託を開始し、平成24年度より収集運搬の地区を拡大している。このほか、社会福祉法人豊明福祉会からボカシの購入とボカシ運搬業務及び生ごみ専用袋配布業務を委託している。	引き続き、業務委託を実施していく予定。	環境課
市役所での雇用の促進	平成25年4月から事業所の障がい者の法定雇用率が引き上がり、2.3%となったが、基準を上回る雇用ができていない。	平成23年度から職員採用試験において、身体障がい者の募集を行っているが、採用することができていない状況である。雇用率を下回らないように、採用に向けて、今後も引き続き募集を行っていく必要がある。	秘書広報課
移動支援の充実	平成25年度現在利用契約している事業所は20か所。利用人数、時間とも年々増加しており、体制整備が進んだ。	社会外出、余暇外出とも利用が浸透し、実施体制についても拡大しつつある。今後も多様化するニーズに対応できるよう、ヘルパーの確保と育成が課題である。	社会福祉課

6 情報提供やコミュニケーション支援を充実します

◆ 2017 年をめざして

- * 制度の変更などの情報が、定期的に障がい者や家族のもとに届く体制づくり
- * 障がいを理解した接遇を関連機関でできること
- * コミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記者の人数を増やすこと

(1) 相談支援体制の充実

① 相談支援事業の充実

障がい者基幹相談支援センター「フィット」を中心とした障がい者相談支援事業所が相談に応じ、必要な情報を提供しています。必要な相談員の確保と相談の質の向上などの取組を実施します。

② 相談機関の連携

相談窓口となる次のような施設が連携をとって、情報交換しネットワークを作っていくことをめざします。

相談窓口の例

社会福祉課、児童福祉課、健康推進課、学校教育課、市民協働課、
医師会・歯科医師会、病院等の医療機関、社会福祉協議会、市内の障がい者支援施設や事業所

③ 相談にたずさわる人の障がいの理解の促進

障がいなどに対する理解を促進し、親に対する対応などの接遇を向上します。

④ ピア※による相談の充実

同じ障がいがある人や家族など、ピアによる相談を充実します。

※「同じ仲間」という意味で、学生同士や障がい者同士、また障がい児の家族同士など、同じ境遇の人同士のこと

(2) 情報提供

① 情報のない人が不利にならないような情報提供の実施

障がい者や家族が聞いてはじめてわかるのではなく、あらかじめ窓口で必要な情報提供を行います。

② 障がい児者生活情報を含む情報提供の充実

障がい者が地域で生活していくために必要な情報を、ホームページ等にまとめて公開するなど、情報提供を充実させます。

(3) 夜間や休日など緊急時対策等

① 24 時間対応できる相談窓口の検討

在宅の障がい者に対し、広く全般的な相談が可能な窓口の設置を検討します。

(4) コミュニケーション支援

① 手話通訳者・要約筆記者の派遣

障害福祉計画にしたがって、手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続します。

② 手話ボランティア、要約筆記ボランティアの人材養成

手話ボランティア、要約筆記ボランティアの人材養成を行うため、入門講座を開催します。また広域で上級講座等を開催します。

主な施策・事業

施策・事業名	平成24年度までの評価	今後の方向	担当部署
障がい者相談支援事業（相談窓口の設置）	平成22年度に障がい者相談支援センター「フィット」を開設。また平成25年度に「フィット」を基幹型に位置付け社会福祉協議会へ委託。相談支援体制の充実が図られた。	今後も基幹相談支援センター「フィット」および地域自立支援協議会を中心に障がい者の相談支援の充実を図っていく。	社会福祉課
	3障がいに加え、高次脳障がい、難病を持っている障がい者の生活相談に対応。平成25年4月より新規にメンバーがそろった為、近隣関係機関との連携を更に深める	平成26年度末までに、豊明市内在住の障がい福祉サービス利用者全ケース（350件）に、計画相談支援を実施する目標。現状、基幹相談支	社会福祉協議会

	事は今後の課題であるが、前年からの引き継ぎケースについては、概ね良好に対応できている。	援センターが計画作成の中心的役割を担っているため、計画相談支援の対応件数は大幅に増える見込み。また、計画に関わらない一般相談の件数も年々増えている。	
地域自立支援協議会の設置	平成21年7月に障害者地域自立支援協議会を設置し、同月第1回協議会を開催した。以降、毎年本会議開催のほか、就労支援部会や相談支援部会、生活支援部会を開催しており、体制の充実を図った。	今後も継続して開催していくことで、情報共有や体制強化を図る。	社会福祉課
窓口での情報提供	障害者手帳の取得者や自立支援医療の適用者は年々増えているが、窓口での説明については丁寧に行っている。また、平成23年度には視覚障がい者支援ボランティアグループとの情報交換の場としての交流会を設けた。	今後とも窓口へお越しいただく方が年々増えると予想されるが、分かりやすい詳しい説明を行う。	社会福祉課
障がい児者生活情報の提供	ホームページの運用が難しく、その利用はほとんど無い状態である。	必要性のある内容を検討する。	社会福祉課
手話ボランティアの養成	はじめてさんの手話講座では手話の勉強より視覚障がいの理解に重点をおいた。その為、予定していた科目が8回では出来なかった。	2月～3月に、「はじめてさんの手話講座」受講者に対し、3回のフォローアップ講座を開催したい。 平成26年度以降から、基礎講座と入門講座が一緒になるのに伴い手話講座を40回講習で開催したい。同時にパソコン要約筆記ボランティア養成講座も開催したい。	社会福祉協議会
		手話奉仕員養成研修の実施を、近隣市町の状況も見ながら今後検討していく。	社会福祉課
音声ボランティアの養成	新規音訳ボランティア育成のための講座を開く事が出来なかったが、現ボランティア対象にレベルアップ講座を行った。	録音製作物がカセットテープからCDでの録音に移行してきている。視覚障がいの方へのプレクストーク（ポータブルレコーダー）の普及に加え、ボランティア自身のパソコンでの録音技術の習得等すすめていかなければならない。 平成26年度は音訳ボランティア養成講座を開催予定。（全20回）	社会福祉協議会

7 災害時などの安心・安全対策を進めます

◆ 2017 年をめざして

- ＊障がい者が地域生活する場合の、夜間・休日を含めた緊急時の対応の体制を整えること
- ＊災害時の医療体制（人工透析など）を充実すること
- ＊災害時要援護者対策を整えること

（１）夜間や休日など緊急時対策等

① 24 時間対応できる相談窓口の検討（再掲）

地域生活をおくる在宅の障がい者に対し、広く全般的な相談が可能な場所の設置を検討します。

（２）災害時要援護者対策

① 災害時の要援護者の把握、地域住民の災害時の支援者育成

災害時要援護者の把握について、当事者や地域の支援者も含めて対策を検討します。

災害時の地域住民の支援者育成のために、防災訓練など日頃の交流の機会を増やします。

② 災害時の医療体制の充実（人工透析などの人向け）

災害時の人工透析実施など、災害時の医療体制整備を検討します。

③ 防災訓練への障がい者（グループホーム・ケアホームの居住者等）の参加

地域に居住する障がい者に対し、防災訓練などへの積極的な参加を進めます。

主な施策・事業

施策・事業名	平成24年度までの評価	今後の方向	担当部署
災害時の障がい者救援体制	避難所である小中学校の体育館のバリアフリー化は沓掛中学校以外は全て完了し、沓掛中学校も平成26年度に工事予定。また、災害時要援護者優先避難所として指定してある保育園（10園）とどんぐり学園については平成27年度までに災害時要援護者用資機材等を整備することとなっており、進捗状況は良好である。	避難所は大規模災害が発生した場合に開設されるものなので今後の利用見込みについては不明だが、障がい者等の方ができるだけ容易に避難所を利用できるよう努めていく必要がある。	総務防災課
災害時の障がい者支援	民生児童委員の訪問や個別通知にて登録申請のPRを行い、新規登録者の増加を図った。	今後とも訪問や個別通知によりPRし、新規増加を図る。	社会福祉課
災害時における事業所等との協力	障害者支援施設「ゆたか苑」と避難所施設としての覚書を新たに締結し、事業所との協力を図った。	今後とも、災害時における障がい者支援のために、障がい者支援施設等の協定を新たに結べるように図る。	社会福祉課
防火指導	高齢者一人世帯（80歳以上の一人暮らし世帯424世帯）のうち225世帯の防火訪問を実施した。住宅火災による死者数の約6割以上が、65歳以上の高齢者がしめており、防火訪問を実施することによって防火防災意識の向上が図れた。	事業を継続する。	消防総務課

資料編

1 要綱

豊明市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定に基づく障害者福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画(以下「障害者福祉計画等」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか障害者福祉計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、福祉、医療、保健等の関係者及び公募を含む市民の代表のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月5日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月20日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 豊明市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿

No.	所属・役職名	氏名	備考
1	豊明市心身障害者(児)福祉団体連合会長	近 藤 二	
2	障害者支援施設ゆたか苑苑長	佐々木 信 富	
3	社会福祉法人豊明福祉会理事長	三 浦 美 智 子	
4	豊明福祉会メイツ施設長	大 谷 真 弘	
5	豊明家族会会長	早 川 要	
6	桶狭間病院藤田こころケアセンター 精神保健福祉士	森 井 曜 子	
7	愛知県瀬戸保健所健康支援課課長補佐	三 好 順 子	
8	東名古屋豊明市医師会代表	中 山 広 一	
9	愛豊歯科医師会豊明支部代表	松 森 正 起	
10	豊明市民生児童委員協議会会長	岩 名 昭 文	副委員長
11	豊明市社会福祉協議会会長	辰 野 勝 五	委員長
12	日赤豊明市地区奉仕団委員長	外 山 弘 子	
13	豊明市商工会代表	兼 子 忠 男	
14	公募の市民	岩 田 圭 吾	
15	公募の市民	外 村 恵	

第2次 豊明市障害者福祉計画【2008-2017】 —中間見直し—

誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして

発行 平成26年3月

豊明市 社会福祉課

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

電話 0562-92-1111（代表）